

鳥取県告示第 365 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
泌尿器科	じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害	柳 宏司	米子市両三柳1880 医療法人 同愛会 博愛病院
耳鼻咽喉科頭頸部外科	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	藤原 和典	米子市西町36-1 国立大学法人 鳥取大学医学部附属病院
”	”	森實 理恵	”
”	”	夜陣 真司	”
外科	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	山根 成之	米子市車尾四丁目17-1 独立行政法人国立病院機構 米子医療センター
整形外科	肢体不自由	山本 清司	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院